

○愛媛県工事執行規程

昭和39年8月14日告示第695号

改正

昭和40年6月8日告示第517号
昭和56年4月1日告示第391号
昭和57年4月1日告示第452号
平成元年3月22日告示第429号
平成8年4月1日告示第512号
平成8年9月13日告示第1220号
平成10年4月1日告示第574号
平成13年3月30日告示第686号
平成15年3月28日告示第786号
平成15年6月27日告示第1407号
平成15年11月11日告示第2101号
平成17年1月14日告示第76号
平成17年7月1日告示第1355号
平成18年8月29日告示第1296号
平成21年1月30日告示第144号
平成21年3月27日告示第439号
平成21年9月29日告示第1201号
平成23年4月1日告示第461号
平成25年3月29日告示第2457号
平成30年3月20日告示第2959号
令和2年3月31日告示第316号
令和2年10月20日告示第1128号
令和3年3月30日告示第412号
令和4年3月15日告示第219号

愛媛県土木部工事執行規程を次のように定める。

愛媛県工事執行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、知事部局における土木工事（農業土木工事、森林土木工事及び水産土木工事を含む。）及び建築工事等（以下「工事」という。）の執行について必要な事項を定めるものとする。

（工事執行の方法）

第2条 工事執行の方法は、請負、直営又は委託によるものとする。

（直営）

第3条 直営による場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- （1）請負に付することを不相当と認めるとき。
- （2）急施を要するため請負に付する暇がないとき。
- （3）請負契約を締結することができないとき。
- （4）前各号に掲げる場合のほか、特に直営により工事を執行する必要があると認めるとき。

2 前項に規定する直営工事の執行については、別に定めるところによる。

（委託）

第4条 委託による場合は、技術上、施行能率上又は財政上知事が特に必要があると認める場合とする。

（受託）

第5条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、工事を受託する場合がある。

- （1）県所管に係る工事と合併し、又はこれと関連して執行する必要があるとき。
- （2）県所管に属する機械器具若しくは施設又は県職員の有する専門技術を必要とするとき。
- （3）前各号に掲げる場合のほか、公益上特に必要があるとき。

（入札・見積通知書）

第6条 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第144条第2項（規則第148条において準用する場合を含む。）の通知は、入札・見積通知書（様式第1号）によるものとする。

（契約保証金）

第7条 1件の設計金額（請負に付すべき金額（材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額）をいう。以下同じ。）が100万円以上の工事については、規則第154条第1号又は第2号の規定による場合を除き、契約保証金の納付を免除してはならない。ただし、請負代金額の増額変更により既に納付させた契約保証金額が請負代金額の10分の1（規則第133条の2第2項の規定による調査に係る契約にあつては、請負代金額の10分の3）に満たなくなつた場合におけるその

差額の納付については、この限りでない。

第8条 削除

(工程表の省略)

第9条 工程表を省略することができる工事は、1件の請負代金額が50万円未満のもの及び年間維持工事（県が管理する施設、設備等の安全性を確保すること又はその機能若しくは性能を維持することを目的とし、おおむね年間を通じて行う維持、修繕等の工事をいう。以下同じ。）とする。

第10条 削除

(監督員の立会)

第11条 監督員は、設計図書（設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に定めるもののほか、水中又は地下に埋設される部分その他工事の完成後外面から検査又は確認をすることができなくなる部分及び重要な箇所の工事の施工に立ち会うものとする。

(前金払)

第12条 前金払の対象は、1件の設計金額が100万円以上の工事とする。

(中間前金払)

第12条の2 中間前金払（前条の規定による前金払に追加してする前金払をいう。以下同じ。）の対象は、1件の請負代金額が100万円以上の工事とする。

2 請負者は、中間前金払を受けようとする場合は、あらかじめ契約担当者に対し、当該建設工事が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

(債権譲渡)

第13条 請負者は、債権譲渡の承認を受けようとする場合は、債権譲渡承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 契約担当者は、前項の債権譲渡承認申請書の提出があつた場合において、理由があると認めるときは、債権譲渡承諾書（様式第5号）を交付するものとする。

3 請負者は、債権譲渡の承諾を受けた後その必要がなくなつたときは、遅滞なくその旨を書面をもつて届け出なければならない。

4 請負者は、債権を譲渡したときは債権譲渡通知書（様式第6号）に、債権譲渡を取り消したときは債権譲渡取消通知書（様式第6号の2）に、債権譲渡額を減額したときは債権譲渡減額通知書（様式第6号の3）に譲渡者と譲受者が連署して内容証明郵便又は信書便の役務のうち内容証

明郵便に準ずるもので提出しなければならない。

(契約の適正な履行確保)

第14条 地方局長は、請負者が設計図書その他契約条項に違反したときは、改築修補を命じ、又は必要な指示を与え、これに応じないときは、遅滞なくその理由及び意見を付して工事を所管する本庁の部長（以下「部長」という。）に報告しなければならない。

2 地方局長は、請負者が契約期間内に工事を完成する見込みがないと認められるときは、その理由及び意見を付して部長に報告しなければならない。

(工事延期願)

第15条 請負者は、工期の延長を求める場合は、工事延期願（様式第7号）を契約担当者に提出しなければならない。

(既成部分検査の請求)

第16条 請負者は、既成部分の代価の支払を受けようとする場合は、既成部分検査請求書（様式第8号）を契約担当者に提出しなければならない。

(部分払)

第17条 既成部分に対する一部支払の回数は、おおむね、次の基準によるものとする。

- (1) 設計金額 60万円以上200万円未満 1回
- (2) 設計金額 200万円以上400万円未満 2回
- (3) 設計金額 400万円以上1,000万円未満 3回
- (4) 設計金額 1,000万円以上1,600万円未満 4回
- (5) 設計金額 1,600万円以上2,200万円未満 5回
- (6) 設計金額 2,200万円以上2,800万円未満 6回
- (7) 設計金額 2,800万円以上 7回

2 前項の規定にかかわらず、年間維持工事に係る一部支払の回数は、3回とする。

(変更増減額)

第18条 請負代金額を変更する場合において、変更後の請負代金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(完成届)

第19条 請負者は、工事を完成したときは、遅滞なく完成届（様式第9号）を提出しなければならない。

(精算書)

第20条 請負者は、精算払金を請求しようとするときは、請求書に精算書（様式第10号）を添付しなければならない。

（契約不適合責任）

第21条 請負者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない工事目的物を引き渡した場合において、契約担当者が請負者に対して履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる期間（以下「契約不適合責任期間」という。）は、当該工事目的物の引渡しの日から2年以内とする。

2 地方局長は、契約不適合責任期間内に当該工事目的物が請負者の責めに帰すべき理由により契約の内容に適合しないことを知ったときは、遅滞なく、意見を付してその旨を部長に報告しなければならない。

（工事台帳）

第22条 部長又は地方局長は、工事台帳（様式第11号）を備え付け、所管する工事について、常にその執行状況を明らかにしておかなければならない。

（提出書類の経由）

第23条 契約者又は請負者がこの規程に基づき知事に提出する書類（本庁において監督を行う工事に係るものを除く。）は、所轄地方局長を経由しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和39年度工事から適用する。

前 文（抄）（昭和40年6月8日告示第517号）

昭和40年度分の工事から適用する。

前 文（抄）（平成8年4月1日告示第512号）

公布の日から施行する。ただし、改正後の愛媛県土木部工事執行規程附則第2項及び第3項の規定は、この告示の際現に契約を締結している工事については、適用しない。

前 文（抄）（平成8年9月13日告示第1220号）

平成8年10月1日から施行する。（中略）ただし、改正後の愛媛県工事執行規程の規定は、この告示の施行の日以後に入札又は見積りの通知を行う工事の執行について適用し、同日前に入札又は見積りの通知を行った工事の執行については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成10年4月1日告示第574号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（平成13年3月30日告示第686号）

平成13年4月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程第12条の2の規定は、この告示の施行の際現に契約を締結している工事については、適用しない。

前 文 (抄) (平成15年3月28日告示第786号)

平成15年4月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程様式第11号の規定は、同日以後に契約を締結する工事に係る工事台帳について適用し、同日前に契約を締結している工事に係る工事台帳については、なお従前の例による。

前 文 (抄) (平成15年6月27日告示第1407号)

平成15年7月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程第7条の規定は、同日以後に入札の通知を行う工事について適用し、同日前に入札の通知を行った工事については、なお従前の例による。

前 文 (抄) (平成15年11月11日告示第2101号)

告示の日から施行する。

前 文 (抄) (平成17年1月14日告示第76号)

平成17年1月16日から施行する。

前 文 (抄) (平成17年7月1日告示第1355号)

告示の日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程第7条の規定は、同日以後に入札の通知を行う工事について適用し、同日前に入札の通知を行った工事については、なお従前の例による。

前 文 (抄) (平成18年8月29日告示第1296号)

平成18年9月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成21年1月30日告示第144号)

告示の日から施行する。

前 文 (抄) (平成21年3月27日告示第439号)

平成21年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成21年9月29日告示第1201号)

平成21年10月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程の規定は、同日以後に入札の公告又は通知を行う工事に係る工事台帳について適用し、同日前に入札の公告又は通知を行った工事に係る工事台帳については、なお従前の例による。

前 文 (抄) (平成23年4月1日告示第461号)

告示の日から施行する。

前 文 (抄) (平成25年4月1日告示第2457号)

告示の日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程第12条の2第1項の規定は、この告示の施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結している工事については、なお従前の例による。

前 文 (抄) (平成30年3月20日告示第2959号)

平成30年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (令和2年3月31日告示第316号)

令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程第13条及び第21条の規定は、同日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結している工事については、なお従前の例による。

前 文 (抄) (令和2年10月20日告示第1128号)

告示の日から施行する。

前 文 (抄) (令和3年3月30日告示第412号)

令和3年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (令和4年3月15日告示第219号)

令和4年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (削除)

様式第3号 (削除)

様式第4号 (第13条関係)

様式第5号 (第13条関係)

様式第6号 (第13条関係)

様式第6号の2 (第13条関係)

様式第6号の3 (第13条関係)

様式第7号 (第15条関係)

様式第8号 (第16条関係)

様式第9号 (第19条関係)

様式第10号 (第20条関係)

様式第11号 (第22条関係)

様式第1号 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

通知者 印

入札・見積通知書

次のとおり {指名競争入札} を {執行} するので、設計図書及び契約書案を閲覧の上、{入札して} {見積書を提出して} ください。

1 {入札} {見積} 日時及び場所
月 日 時 分

2 工 事

工 事 番 号	第 号		
工 事 名			
施 工 箇 所			
工 事 日 数	日	保 証 年 数	年

3 入札保証金

4 契約保証金

5 設計図書等閲覧期間

月 日から 月 日まで

6 設計図書等閲覧場所

7 その他

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第4号 (第13条関係)

債権譲渡承認申請書

年 月 日

契約担当者 様

請負者 住 所 氏 名 印

県と締結した請負契約に係る工事請負代金の債権を次のとおり譲渡いたしたいから承諾願いたい。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契約年月日
- 3 工事請負者 (債権譲渡人)
- 4 工事請負代金
- 5 譲渡債権金額
- 6 債権譲受人住所、氏名
- 7 債権譲渡を必要とする理由

様式第5号 (第13条関係)

債権譲渡承諾書

第 年 月 日 号
契約担当者 印

請負者 様

月 日付で申請のあった工事請負代金の債権を譲渡することを、次の条件を付し承諾する。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契約年月日
- 3 工事請負者 (債権譲渡人)
- 4 工事請負代金
- 5 譲渡債権金額
- 6 債権譲受人住所、氏名

承諾の条件

- 1 債権譲渡の承諾は、確定日付のある債権譲渡通知書 (内容証明郵便又は信書便の役務のうち内容証明郵便に準ずるもので送付するものとする。) を受領したときから効力を発する。
- 2 工事請負者と譲受者に対する支払の順位は、譲受者が優先する。
- 3 譲受者が2名以上の場合は、確定日付のある債権譲渡通知書の到着順とする。ただし、契約の解除のため精算する場合には、民法 (明治29年法律第89号) 第332条の規定による。

様式第6号 (第13条関係)

債権譲渡通知書

年 月 日

契約担当者 様

債権譲渡人 住所氏名 印

債権譲渡人 住所氏名 印

第 月 日 付け 第 号をもって承諾せられた工事請負代金の債権については、附帯条件を了承の上、次のとおり譲渡したから通知する。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契約年月日
- 3 工事請負者 (債権譲渡人)
- 4 工事請負代金
- 5 譲渡債権金額
- 6 債権譲渡人

様式第6号の2 (第13条関係)

債権譲渡取消通知書

年 月 日

契約担当者 様

債権譲受人
住 氏 所 名 所

印

債権譲渡人

住 氏 所 名 所

印

月 日付けをもって通知した次の工事請負代金の債権の譲渡については、取消したから通知する。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契約年月日
- 3 工事請負者 (債権譲渡人)
- 4 工事請負代金
- 5 譲渡債権金額
- 6 債権譲受人
- 7 債権譲渡を取消した理由

様式第6号の3 (第13条関係)

債権譲渡減額通知書

年 月 日

契約担当者 様

債権譲渡人
住所氏名
債権譲受人
住所氏名

印

印

月 日付けをもって通知した次の工事請負代金債権の譲渡額を減額したから通知する。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契約年月日
- 3 工事請負者 (譲渡人)
- 4 工事請負代金
- 5 債権譲渡承認額
- 6 減額後の債権譲渡額
- 7 債権譲受人
- 8 債権譲渡額を減額する理由

様式第7号 (第15条関係)

工 事 延 期 願 年 月 日	
契約担当者 様 請負者 氏 名 住 所	
次の工事の完成期限を延期 (有償) せられたく、お願いいたします。 (無償)	
工事番号及び工事名 路線名、河川名、港湾名等	第 号 工 事 郡 町 大字 市
施 工 箇 所 施 工 上 の 工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
延 期 日 数	日
延 期 後 の 完 成 期 日	年 月 日
延 期 の 理 由	

様式第8号 (第16条関係)

既成部分検査請求書

年 月 日

契約担当者 様

請負者
住所
氏名

次の工事の既成部分検査を請求します。

- | 1 | 工事番号及び工事名 | 第 号 | 工 事 |
|---|-----------|--------|-----|
| 2 | 施 工 箇 所 | 郡 町 大字 | 地 内 |
| 3 | 請負契約締結年月日 | 年 月 日 | |

様式第9号 (第19条関係)

完 成 届

年 月 日

契約担当者 様

請負者 住 所
氏 名 印

次の工事は 年 月 日完成しましたからお届けいたします。

- 1 工事番号及び工事名 第 号 工 事
郡 町 大字 地 内
市 市 町 内
- 2 施 工 箇 所
- 3 請 負 代 金 額 円
- 4 本件責任者及び担当者 (押印する場合は、記載を要しない。)

本件責任者の職氏名及び連絡先

担当者の職氏名及び連絡先

注 4の項を記載し、知事が定める方法等により提出する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号 (第20条関係)

精 算 書	
年 月 日	
契約担当者	様
	住所 請負者 氏名
精算金額 ¥	_____
ただし	第 号 内 工事精算額 訳
前 払 金	¥
第1回出来高払	¥
第2回出来高払	¥
第3回出来高払	¥
	¥
	¥
今 回 請 求 金	¥
計	¥

愛媛県工事執行規程 改正概要

1 改正内容

工事請負代金一部前払額決定申請手続きを廃止する。

- ・第 12 条第 2 項及び第 3 項を削る(前金払)
- ・第 12 条の 2 第 3 項を削る(中間前金払)
- ・様式第 3 号を削除する(工事請負代金一部前払額決定申請書)

2 改正理由

県では、前金払及び中間前金前金払の請求書受領に先立ち、受注者からの前払額決定申請に対して、発注者が請求可能額を決定する手続きを愛媛県工事執行規程において定めているが、受注者・発注者双方の事務の簡素化・迅速化を図るため、工事請負代金一部前払額決定申請手続きを廃止する。(令和 4 年度入札・契約制度改善)。

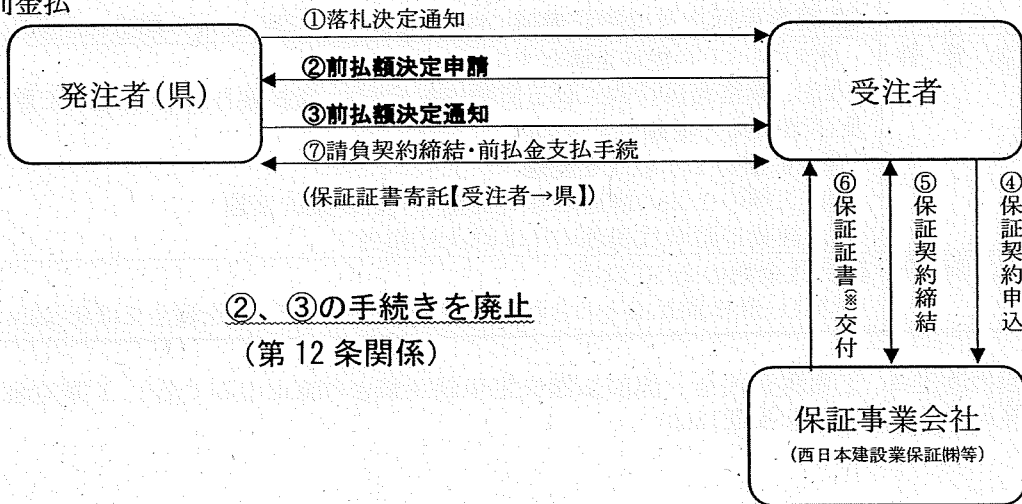
3 その他

施行日:令和 4 年 4 月 1 日。

なお、建設工事に係る業務委託についても、当該手続きを廃止する。

【前金払・中間前払金支払の流れ】

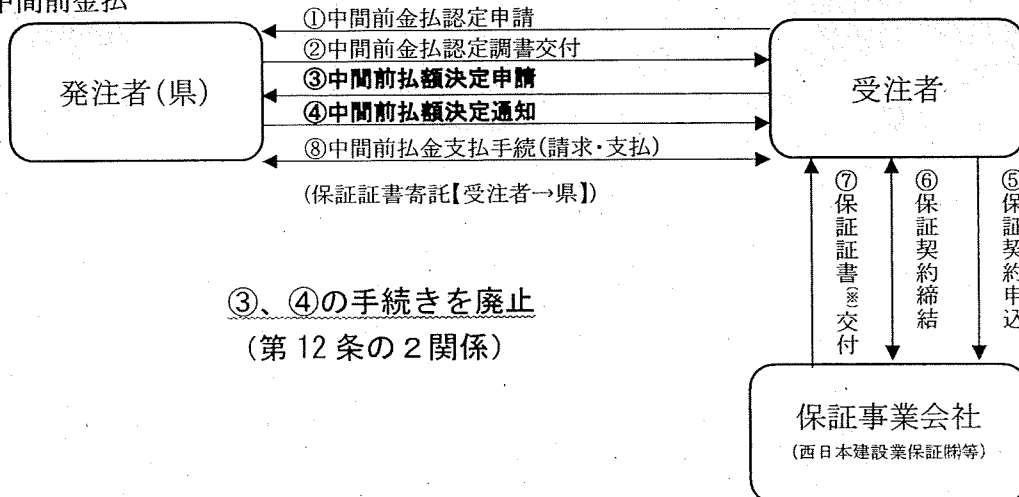
○前金払



②、③の~~手続きを廃止~~
(第 12 条関係)

(※) 契約保証は前払保証の特約

○中間前金払



③、④の~~手続きを廃止~~
(第 12 条の 2 関係)

(※) 契約保証は前払保証の特約

【制度の概要】

○前金払

対 象	・設計金額 100 万円以上の工事
支 払 割 合	・請負代金額の 4/10 以内 ただし、低入札工事にあつては、同 2/10 以内
債務負担行為に係る契約の特 則 (約款第 41 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の場合は、年度出来高予定額の一定割合について前金払 ・ゼロ国債等、初年度の支払限度額が全くない債務負担行為の場合は、あらかじめその旨設計図書に明示 ・初年度の支払限度額が出来高予定額を相当程度上回る場合、契約締結年度に翌会計年度の前払金を合わせて請求可能(設計図書にあらかじめその旨明示する必要あり) ・前会計年度末の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合、実施工高が前会計年度までの出来高予定額に達するまで前払金の支払請求不可

○中間前金払

対 象	・請負代金額 100 万円以上の工事
中間前金払と部分払の選択制	<ul style="list-style-type: none"> ・上記対象工事については、受注者が請求時に中間前金払か部分払かのいずれかを選択 ・初回請求後の変更は不可 ・中間前金払を選択した場合、部分払は支払不可 (債務負担行為又は明許繰越に係る契約における年度末の部分払を除く。)
支 払 要 件	<p>次のすべての要件を満たすこと。</p> <p>なお、債務負担行為に係る契約にあつては、支払要件は各年度の工期、工程及び出来高予定額により認定</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工期の 1/2 以上を経過 ② 工期の 1/2 の経過時点で実施すべき作業の実施 ③ 経費が請負代金額の 1/2 以上に相当
支 払 割 合	請負代金額の 2/10 以内 (ただし、既払前払金との合計額が請負代金額の 6/10 を超えてはならない。)

※今回の改正は、工事請負代金一部前払額決定申請手続きの廃止のみであり、工事対象、支払要件及び支払割合等に変更はない。



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年3月15日火曜日 第290号

◇ 目 次 ◇ 規 則

○ 愛媛県有林産物売払規則の一部を改正する規則.....(森林整備課) ... 122

告 示

- 愛媛県工事執行規程の一部改正.....(行革分権課行政管理室) ... 124
- 救急病院の協力申出.....(医療対策課) ... 125
- 指定自立支援医療機関の指定.....(障がい福祉課) ... 125
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....(経営支援課) ... 125
- 土地改良事業の工事の完了.....(農地整備課) ... 126
- 都市計画事業の事業計画の変更認可.....(都市整備課) ... 126
- 道路の区域変更(県道興居島循環線).....(中予地方局管理課) ... 126
- 道路の区域変更(県道平城高茂岬線).....(南予地方局愛南土木事務所) ... 126
- 道路の供用開始(").....(") ... 126
- 道路の区域変更(県道大洲保内線).....(南予地方局大洲土木事務所) ... 126
- 道路の区域変更(県道永木内子線).....(") ... 127
- 道路の供用開始(").....(") ... 127
- 特定計量器の定期検査の実施.....(計量検定所) ... 127

公 告

○ 行政情報処理端末機の借入れ.....(警察本部総務課) ... 128

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出.....(選挙管理委員会) ... 129
- 政治団体の届出事項の異動の届出.....(") ... 129
- 政治団体の解散の届出.....(") ... 130
- 資金管理団体でなくなった旨の届出.....(") ... 130

公営企業告示

○ 落札者等の告示.....(公営企業管理局総務課) ... 130

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第2号

愛媛県有林産物売払規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県有林産物売払規則の一部を改正する規則

愛媛県有林産物売払規則(昭和24年愛媛県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第1条</u> 県が行う林産物の売払については、愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年愛媛県条例第5号)、<u>愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則(昭和39年愛媛県規則第49号)</u>及び愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>第1条 愛媛県有林産物(以下林産物という。)の売払は愛媛県会計規則及び財産取得管理及び処分に関する規則によるの<u>外この規則による。</u></p>

主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

愛媛県有林産物売払規則(昭和24年愛媛県規則第89号)及
び愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)を承諾の上
一次のおり払下げを受け、請書を提出いたします。

省略

6 採取・搬出完了期間

省略

様式第3号(第9条関係)

省略

買取人住所(法人にあつては、
主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

省略

氏名

愛媛県有林産物売払規則および
愛媛県会計規則を承諾の上
え次のおり払下げを受け、請書を提出いたします。

省略

6 採取又は搬出完了期間

省略

様式第3号

省略

買取人住所
氏名

省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

愛媛県告示第219号

愛媛県工事執行規程(昭和39年8月愛媛県告示第695号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、知事部局における土木工事(農業土木工事、森林土木工事及び水産土木工事を含む)及び建築工事等(以下「工事」という。)の執行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(前金払)</p> <p>第12条 省略</p> <p>(中間前金払)</p> <p>第12条の2 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、知事部局における土木工事(農業土木工事、森林土木工事及び水産土木工事を含む。以下同じ。)及び建築工事等(以下「工事」という。)の執行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(前金払)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 請負者は、前金払を受けようとする場合は、工事請負代金一部前払額決定申請書(様式第3号)を契約担当者に提出し、その額の決定を受けなければならない。</p> <p>3 契約担当者から契約を締結する旨の通知を受けた者は、契約保証金の納付に代えて規則第153条第1項第2号の規定による担保を提供しようとする場合は、当該通知を受けた後直ちに工事請負代金一部前払額決定申請書を契約担当者に提出し、前金払の額の決定を受けなければならない。この場合においては、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(中間前金払)</p> <p>第12条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定による認定を受けた請負者は、工事請負代金一部前払額決定申請書を契約担当者に提出し、その額の決定を受けなければならない。</p>

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。
様式第2号及び様式第3号 削除

○愛媛県告示第220号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。
令和4年3月15日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
循環器科林病院	新居浜市中西町6番46号	医療法人健全会	令和7年3月4日まで

○愛媛県告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
令和4年3月15日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
もより調剤薬局 北伊予店	伊予郡松前町出作540番地1	株式会社 アイネ	松山市此花町7番33号TMCビル1F	代表取締役 稲葉健介	薬局（育成医療・更生医療）	令和4年3月1日

○愛媛県告示第222号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。
当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。
令和4年3月15日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・ムー松山北店
松山市谷町甲91番地1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大黒天物産株式会社
岡山県倉敷市堀南704番地の5
代表取締役 大賀 昭司
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大黒天物産株式会社
岡山県倉敷市堀南704番地の5
代表取締役 大賀 昭司
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年10月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,663平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
67台
 - イ 駐輪場の収容台数
54台

- ウ 荷さばき施設の面積
44平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
14.8立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
令和4年3月4日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。
 - (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
 - (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課